

身近なところから男女共同参画



～男女共同参画行動指針10ヶ条～



男性も女性も、職場・学校・地域・家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」。その実現のためには、みなさん一人ひとりの取組が必要です。

職場の行動指針である「男女共同参画行動指針10ヶ条」を各課で掲示、確認し、身近なところから男女が共に働きやすい職場環境をつくりましょう。

まずは職場の10ヶ条の実践を！

藤枝市役所

男女共同参画行動指針10ヶ条（職場編）

1. 男性職員と女性職員は、ともに対等な仲間であると認識する。
2. セクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であると認識する。
3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を大切にする。
4. 男性職員も育児休暇・介護休暇・看護休暇を積極的に取る。
5. 部下の育成は、男女平等に行う。
6. 職場環境の美化は、男女がともに行う。
7. 職場選出の各種委員は、男女平等に選任する。
8. 男女共同参画について意見を交わす機会をつくる。
9. 職場慣行の見直しを行い、男女が同じ立場で働ける職場づくりをする。
- 10.

10ヶ条目は、各職場の特色を生かした行動指針とする。

男女が対等なパートナーとして、互いに尊重し合い、助け合うことができる思いやりに満ちた職場環境をつくる。

仕事、家庭、地域、自己啓発など、様々な活動を自らの希望にそった形で展開できる。それが、労働意欲と仕事の効率の向上につながる。

性別にかかわらず、育児休業や介護休業等を利用しやすい職場環境づくりを進める意識づくり

日常の雑事を慣行的に性別により分担することを見直し、男女が互いに配慮する。

男女がともに政策決定に参画し、男女双方からの視点が欠けることのない組織づくりに配慮する。

固定的な性別役割分担意識を見直し、個人の適正と能力を重視した職務分担を行なうこと。

～ 身近なところからはじめる男女共同参画 ～

藤枝市男女共同参画推進条例が、平成20年4月から施行されました。男女が職場でのあらゆる活動に対等に参画することにより、新しい視点が提起され職場に活気が生まれます。また、互いに人権を尊重することにより自分の存在に誇りを持つると同時に、一人一人に敬意が払われ、働く意欲と能力が十分発揮できます。上記行動指針により、男女共同参画社会を実現させましょう。